

プロポーザル実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 令和5年度浜松アリーナリニューアル構想検討業務
- イ 業務内容 別紙1「業務説明資料」のとおり
- ウ 履行期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
- エ 契約上限金額 13,963千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザルで用いる書類は次のとおりとする

No	提供/提出	資料内容		提出期限
1	提供	業務仕様書（別添）		—
2		業務説明資料（別紙1）		
3		プロポーザル実施説明書（別紙2）		
4		評価基準（別紙3）		
5	提出	現地見学会申込書（別紙4）※P3参照		令和5年6月19日（月）正午
6	提出	様式1	参加意向申出書※P3参照	令和5年6月21日（水）午後5時
7	提供	様式2	参加資格確認結果通知書	—
8	提出	様式3	①質問書※P3参照	令和5年6月21日（水）午後5時
	提供		②質疑応答書	—
9	提出	様式4 ※P5 参照	①企画提案書	令和5年7月12日（水）正午
			②会社概要	
			③実績一覧	
			④業務実施体制	
			⑤協力会社等概要	
			⑥PFIアドバイザー業務等実績	
			⑦配置資格者等の経歴調書	
			⑧業務実施方針	
10	提出	様式5	企画提案書等の取扱いに関する回答書	令和5年7月12日（水）正午
11	提供	様式6	結果通知書	—

(3) スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとする。

No	内容	期間
1	現地見学会申込	令和5年6月13日(火)から 令和5年6月19日(月)正午まで
2	参加意向申出書 受付期間	令和5年6月13日(火)から 令和5年6月21日(水)午後5時まで
3	質問書受付期間	令和5年6月13日(火)から 令和5年6月21日(水)午後5時まで
4	参加資格確認結果 通知書交付日	令和5年6月26日(月)※予定
5	質問に対する回答 送付日	令和5年6月26日(月)
6	企画提案書等 提出期間	令和5年6月27日(火)から 令和5年7月12日(水)正午まで
7	ヒアリング実施日	令和5年7月20日(木) ※対象者及び時間は後日連絡
8	特定・非特定の通知日	令和5年7月21日(金)
9	契約締結	令和5年7月26日(水)※予定

2 担当部署・問い合わせ先・書類提出先

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

浜松市市民部スポーツ振興課（浜松市役所本庁舎3階）

電話 053-457-2421 FAX 050-3730-1391

メールアドレス sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類3028：計画策定・統計業務委託）の認定を受けている者。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
また、同要綱第1条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第1及び別表第2に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう以下同じ)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類

参加希望者は必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和5年6月21日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする)

ウ 提出書類 参加意向申出書(様式1)

エ 提出部数 1部

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付日 令和5年6月26日(月)※予定

イ その他 電子メールにより交付

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり書類にて説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和5年6月27日(水)午後5時まで(必着)

イ 様式 任意様式

ウ 提出方法 持参又は電子メール

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出すること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間浜松市役所スポーツ振興課において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和5年6月21日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 電子メール(着信確認を行うこと)

ウ 回答送付日及び方法 令和5年6月26日(月)電子メールによる

(5) 現地見学会について

対象施設である浜松アリーナの現地見学会を開催する。

※現地見学会の参加は任意とし、評価には影響しない。

ア 開催日 令和5年6月23日(金)

※詳細時間は後日ご連絡いたします

イ 申込 令和5年6月19日(月)正午までに別紙4を提出すること。

5 参加資格の喪失

参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格

を失うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき。

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という）の内容企画提案書等は、次に掲げる順番で具体的に記載するものとする。

(1) 実施体制

ア 業務履行体制

- ・業務実施体制の妥当性
- ・本業務に関する業務配置予定者が資格を有しているか
※様式4⑦以外に関するスキーム図による記述

イ 業務実績

- ・アリーナに関するPFI業務の実績があるか
- ・その他スポーツ施設に関するPFI事業の実績があるか
- ・スポーツ庁のスタジアム・アリーナ改革推進事業又はその他のスポーツ庁委託事業の実績があるか
- ・各省庁の類似委託事業の実績があるか

(2) 提案に対する評価

ア 官民連携手法に関する考え方

- ・従来方式で運営を行ってきた施設について、官民連携手法を導入する場合に想定される課題と対応方法について提示されているか

イ 調査についての考え方

- ・各種調査手法（調査方法、内容、件数等）について効果的な手法が提示されているか

ウ 浜松アリーナの整備に関する考え方

- ・現段階で考える浜松アリーナの整備提案について提示されているか

エ まちづくりに関する考え方

- ・施設を中心とした周辺施設の活性化などの波及効果についての考え方が提示されているか。

オ 提案の独創性

- ・提案者のノウハウを活かしてできる提案がなされているか

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ア 企画提案書（様式4）
- イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式5）
- ウ その他資料
 - ・参考見積書（内訳書）

- ・企画提案書（様式 4-①）
- ・会社概要（様式 4-②）
- ・実績一覧（様式 4-③）
- ・業務実施体制（様式 4-④）
- ・協力会社等概要（様式 4-⑤）
- ・PFI 業務等実績（様式 4-⑥）
- ・配置資格者等の経歴調書（様式 4-⑦）

管理技術者、担当技術者、法務担当者、金融担当者について提出すること。（担当の兼務は不可とする）複数人で業務を担当する場合は全員分を提出することとする。

- ・業務提案方針（様式 4-⑧）

本業務の民間活力を導入した事業者選定業務内容について、これまでの業務経験や他都市事例等から、業務を実施するうえで課題や検討手法、配慮事項、アーリーナの付加価値を高める提案等を簡潔に記載すること。

- (2) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）
- (3) 提出期限 令和 5 年 7 月 12 日（水）正午まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする）

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、見易さに配慮をすること。
- (5) 様式の記載部分が不足した場合は必要に応じて追加すること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル実施説明書第 2 章 1 及び 2 に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第 1 章 3 に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が

特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。

なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) ヒアリング審査

ア 実施日 令和5年7月20日（木）を予定する。

詳細については対象者に別途連絡する。

実施日に変更となった場合は参加資格者へ直ちに連絡する。

イ 審査は、提案内容に対する確認や説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用する。

ウ 評価基準に従い審査を行う。

エ ヒアリングへの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

オ ヒアリング審査においてプロジェクター等の利用を希望する場合は事前に連絡すること。

(2) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。

なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は原則とし

て認めないが、本市と協議しやむを得ない事情の場合は可とする。

- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない。
- (4) 提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和5年7月21日（金）に通知する予定。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の(1)、(2)に該当することになった場合には、当該プロポーザルにおける受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき。

第4章 企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

1 プロポーザルの実施に係る企画提案書等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表する。
- (2) 公開又は公表における企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

2 次の内容に関し、確認を依頼する。

企画提案書等は、1にも記載のとおり原則としてはその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とする。

本市が提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いする。

- (1) 対象案件 令和5年度浜松アリーナリニューアル構想検討事業
- (2) 提出物
 - ・企画提案書等の取扱いに関する回答書
 - ・貴社の正当な利益を害する情報にあたりと考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（企画提案書等の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出すること）※ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしない。
※提出いただいた資料の該当部分の非公表を確約するものではない。
- (3) 提出期限 令和5年7月12日（水）正午まで

第5章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する

3 その他

本市が本プロポーザルのために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。